

第九回国会 通商産業委員会 議録 第八号

昭和二十五年十二月五日(火曜日)

午後三時十三分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事阿左美廣治君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事高橋清治郎君

理事今澄 勇君

今泉 貞雄君 小川 平二君

永井 要造君 中村 純一君

福田 一君 南 好雄君

田代 文久君 小平 忠君

出席政府委員

法務政務次官 高木 松吉君

通商産業政務次官 首藤 新八君

通商産業事務官 (資源庁長政務局長) 中島 征帆君

委員外の出席者

議員 加藤 充君

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

十二月五日

委員砂間一良君辞任につき、その補

欠として中西伊之助君が議長の名で

委員に選任された。

十二月五日

土地調整委員会設置法案(内閣提出

第三一号)

同月四日

糸田町地内の湧水対策に関する請願

(平井義一君紹介)(第四六〇号)

大淀川水力発電所返還促進並びに第

三、四半年期以降電力割当に関する請

第一類第十一号 通商産業委員会議録第八号 昭和二十五年十二月五日

願(竜野喜一郎君紹介)(第四六三号) 神島村に海底電線敷設に関する請願 (石原田吉君紹介)(第四六九号) 競輪廃止に関する請願(加藤鐵造君 紹介)(第四九四号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号) 土地調整委員会設置法案(内閣提出 第三一号) 自転車競技法を廃止する法律案(河 田賢治君外二十五名提出、衆法第五 号)

○小金委員長 これより通商産業委員 会を開会いたします。

特別被害復旧臨時措置法の一部を改 正する法律案を議題として審査を進め ます。

これにて暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十九分開議

○小金委員長 これより休憩前に引続 いて審査を進めます。

前回一応質疑を打切つたのでありま すが、今澄委員より補充質問の御要求 がござります。これを許すに御異議ご ざいませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小金委員長 御異議なしと認めて質 疑を続けます。今澄勇君。

○今澄委員 私はさっきの連合審査で

も申したのでありますが、この特別 被害の復旧臨時措置法が今日に至つた経 緯を振り返ると、これは昨年の暮園 会に提出されてから、実に長時間の月 日を費して通産委員会としては近來に ない慎重審議を重ねた法律でありま す。その結果、被害復旧費の負担は、 特別被害に關係ある炭鉱のみにとど ならず、およそ原案の相互扶助、連帯責 任の概念と全然異なる考え方のもと に、これが本委員会において修正を見 たのであります。政府提出の法律案 を、こういつたような修正までいたし て、この委員会が与野党一致してやつ たということは、この被害復旧といふ ものが、いさゝか意見の相違はある が、実にこれは重大な政治問題を含ん でおるといふところにわれわれが留意 したからにはかならないのでありま す。こういつたような状態のもとに きたこの被害復旧の法案が、その後順 調に進んでおるかというところ、これ は五十億の数字に公共事業費の補助率 が足りないからと云うことで、われわ れは平田主務局長を呼んで、本年七月 においてこれらの点につき実にこの委 員会の努力の結果、これがようやく本 日炭政局長が述べたような補助率に よつたといふことは、これらの補助率の 問題についても当委員会が非常な努力 をしたといふことをわれわれは思い出 さなければならぬのであります。そ うしてこのような委員会の重ねての努 力によつてでき上つたこの補助率につ

いても、再び復旧公社の問題から、こ ういつたような改正法律案にならな ければならないといふこの経過は、どう も私は通産省は場当りの計画を立て て、この特別被害の復旧に誠意あると ころの態度をとつておるかどうかに ついて疑わしい。しかも本日ここに この特別被害の改正法案を出して、し からはそれで完璧かといふと、きよう の炭政局長の答辯によれば、これまた 明らかこの段階においても、補助率 を変更しなければならぬといふところの 問題があるといふことは、先般來通産政 務次官のしきりと述べたところの、特 別被害に関する限りは、断じて私はや りますといふ話と相反しておる。当委 員会がこれほど協力し、これだけの努 力を傾けて来た今日、なおこの段階に おいても補助率の問題で折衝ましま らず、変更を見るかもしれないといふ 状態は、一体どういふことであるかとい うことについて、ひとつ政務次官から 御答辯が願いたい。私は連帯責任の精 神で、不足の三億数千万の業者寄付金 というものに反対をするものではない。 しかしながら、そういう業者寄付 金の計画の範囲から来るものの一の 矛盾をば解決しようといふようなもの の考え方は、これは非常に不誠意き わまるものである。それらの点につい て、ひとつ通産政務次官は、かつて言 明されたこの特別被害といふものに対 する政府のつた態度がまことに遺憾 であつたといふことを認められるかど

うか、この際御答辯を煩わしたいと思 います。 ○首藤政府委員 今澄委員から、今ま での経過からかみみて、施行が遅延 した、あるいはまた予算措置において 欠陥があるのじやないか、従つて政府 に熱意があるかどうかといふ御心配で あります。政府といたしましては、 この問題につきましては、かねて申し 上げました通りに、非常な熱意をもつ て一日も早く施行したいといふ気 持のもとに、あらゆる措置を講じて参 ったのであります。この公社のこと き、われわれのまづたく予知しない問 題が突発いたしましたので、あらため てこういふ修正法案を出さなければならぬといふはめに陥つたのであります が、その他の問題につきましては、鉄 害の認定その他の予算の措置につきま しても、あらゆる対策を非常な熱意を もつてやつて参つたのであります。 御承知のごとく鉄害の範囲が非常に広 いこと、あるいはまた認定に相当の日 数を要する、これは一般鉄害と特別鉄 害のいわゆる認定におきまして、各人 の見解が相当違つておつたのでありま す。これらを揃へたいたすするため にも、相当の時間を要しました関係 上、今日に至つたのであります。が、 決してこれは通産当局が怠慢の結果選 ばれたとは断じてわれわれは考へてい ないものであります。今日まで資源庁にお きまして、非常に熱心にこれを施行 して来たといふことだけは、はつきり 申し上げておきたいと思ひます。

なお予算措置におきまして、すでに先刻炭政局長から御返答申し上げたと

思います。なるほど現在三億八、九千万円、四億円近いところの不足が生じておるのであります。なるべくならば、この業者の方から御寄付によつて一応補填したいというふう

考えまして先般業者の方に御依頼申したのであります。それらについて、いなおうとの返事もまだないのでございます。御承知の通りこれは経済環境の変化によりまして、現在は四億円の不足になっております。けれども、はつきり確実に最終において、四億不足するかどうかというところは断定

できないのであります。あるいは単価が下りますればこの四億の不足も解消いたすかもしれませんし、また同時に経済の状況が非常に上昇いたしました。単価が上るといふことに相なりま

すれば、この四億はもつと不足することになります。また同時にたとえ負担金の支払いの面におきましても、完全に全部が入りますれば、問題にならないのであります。むしろわれわれは完全に入ると考えておられますけれども、これはまた鉱山の経営いかによつては、はたして完全に入るかどうかという

て参りたい、かように考えておるのであります。

○今委員 政務次官の答辯で、いままながら政府は熱心であつたというお話でございますが、私はもう一つ今のあなたの答辯の中には、先ほど炭政局長から御答辯願つた、補助率の現在変更すべきものが一、二あるが、しかもこんなにも差延した問題を、法案を改正してここに出しておる今日において

も、なおそれが変更しなければならぬという状態にあることについて、政務次官としての見通しの至らなかつたその見解は、どこが原因であつたかというところについて御答辯を煩わしい。それから過ぐる第七国会において、一般鉱害の決議案というものを、われわれは当委員会において採択し

て、本会議を通過しておるが、これらの一般鉱害についてのその後の処置は一体どうか。政府はこれらの一般鉱害審議会等のことをやるなどというよう

な抽象的な答辯を参議院ではいたしておるが、政務次官からこれらの一般鉱害に対する政府の考え方並びに具体的な方策はその後約半年にも近い今日において、一体どういふことをやられたかということについても、その熱意あるところを敷衍して承りたい。

の姿でありますので、さよう御了承願いたいと思ひます。

さて一般鉱害の問題であります。御承知のごとく一般鉱害の総額は、昨年十月の調査であります。それが、それによりまして、総額が二百三十億円であります。しかるに今回の特別鉱害について約七十五億減少いたしますので、総額は百六、七十億で足りると考えておるのであります。そこで前国会におきます当委員会の決議もありましたので、至急に対策を立てたいというふうに考へまして、安本、建設、大蔵、農林、各省に連絡を

とりまして、今日まで数回事務的な協議を遂げて参つたのであります。御承知のごとく、特別鉱害法がまだ施行にも達しないのに、さらにまた一般鉱害を並行してやるということになりまして、いろいろの前におきまして摩擦を生じました。また事務の遂行に困難を来します。そこで、一応特別鉱害の問題はつきり解決いたして、その次に一般鉱害の解決をはかりたい、実はか

ように考へておるのであります。本委員会におきましても、さらにまた参議院の委員会におきましても、この一般鉱害の解決を強く要望されて参りましたので、実は本日の閣議におきまして、先ほど申し上げました五省の関係

の閣議として審議会を設立するところの御了解を得たのであります。閣議了解だけではまだ不十分だと考へますので、一兩日の間に正式に閣議決定をとる段階にいたしたい、かように考へまして現在各省と連絡をとつておるのであります。幸いに農林、大蔵、建設は全部同意していただきました。ただ大蔵大臣がいろいろの事情でまだ面

接は不可能であります。これも主計局長と交渉いたしました結果、主計局長も全面的に賛意を表してくれました。ただ公共事業費の負担金が、特別鉱害は御承知の通り非常に高く、これは実は大蔵省が譲歩してくれておられます。このままの高い率を一般鉱害にも適用するという点に若干大蔵省の方では難色を示しておりますけれども、しかしながら、この鉱害地を至急に復興いたして、そうして農産物その他の生産に寄与いたさなければならぬという国家の現状から考へますと、多

分大蔵省の方も同意してくれられるものであると実は樂觀的な見解を持つておるのであります。従つて五省を中心といひまして、さらに鉱業者、それから被害者の代表、あるいは学識経験者等と臨時鉱害に対しましてつくりました審議会と大体似た形の審議会を至急つくりまして、そうして具体的にどういふ方法でするか、またこれらの隘路をどういふふうにして、解決するかという点について審議を進めたい、かように考へておるのであります。近頃はつきりできるということだけをこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

○今委員 時間がございませぬので、私は特別鉱害の工事を進行するから、一般鉱害の方もこれを処理し、あわせて鉱業法が今度新たに制定されるが、その中においても、これらの鉱害に関する限り原状回復は政府の責任であるという一つの決議案を出し、しかもこれが具体的な方向へ行かない限りにおいては、われわれは今度の新しい鉱業法は断じて国会を過ぎないという決意を持つておるのであります。

○中島政府委員 五十億という数字は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるというふう

に当時称せられておりましたが、この九十八億のいゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基く基準からのものは五十億であるという見解が、一昨調査の結果出たわけでありまして、この五十億は今回の七十億と比べてきわめて

す。だから、通産政務次官が非常に閣内においてこの問題に努力せられつつあることは多々いたしますが、われわれは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問題が山積しておるので一般鉱害は処理できない、次の段階でというふうなことは、われわれは承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題の上に、あなたが当初の公約通りぜひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億くらいだと思つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どういふふうな基準で今度の案ができたのか。非常に額がふえたということについては法律を無視したような節がありはしないか。あるいは現行法による認定総額は、一体概念的には何を根拠としてこいつた数字が出たかということについて、簡単にけつこうですかから御説明願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 五十億という数字は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるというふう

に当時称せられておりましたが、この九十八億のいゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基く基準からのものは五十億であるという見解が、一昨調査の結果出たわけでありまして、この五十億は今回の七十億と比べてきわめて

少いという絶対的な違いはございませうが、その辺の關係は、今回認定をいたしましたときに、法律第三条に基きます特別被害の認定基準を嚴格にいたしましたして、それによつて査定をいたしました数字は七十五億のうちで五十九億になつております。五十九億と五十億との差額九億というものが出ておりますが、これは全体の財源等によつて左右せられないように、嚴密な基準に基きまして客観的にいたしました数字が五十九億出たわけでありまして、むしろこの差は比較的少いのではないかと、さういふふうなわれ／＼は考へておるものであります。残りの十六億はさういふ性質のものかと申しますと、これはいわゆる認定基準から申しますと若干点数の落ちるもの。ところが實際問題といたしまして、すでに配戻公団當時から工事を継続いたしておりまして、その工事を特別被害でないからといつてこの際認定から落ちるといふことは、工事を中断する意味におきまして、またその地区の民生安定ということにかんがみましても、非常に大きな影響を及ぼす、また同じ継続工事でない場合におきましても、たとえば同一の地区におきまして、道路の一部分だけが特別被害にかかりまして、残りの部分が特別被害でない。さうすると、たとへば道路の盛上げの場合に段々できるというふうなことがあります。同じ農地でありましても、一区画の農地の一部だけが復旧されまして、あとの部分が復旧しないことになりまします。全体の農地の復旧が円滑に行われぬ、効用の度というものが非常にそこで削減されて来ることになりまします。さういふふうな性質のもの、つま

り継続事業の分と関連する工事というものは、この際特別被害としてやはり一括して取上げるべきだ。さういふふうな考へをもちまして、それだけにつきましては第二回の認定の作業の場合に調整いたしまして追加したわけでありまします。但し十六億の分につきましては、これは本来の嚴密な認定条件によりますとさういふと、特別被害として第二順位に落ちるわけでありまして、被害者ないしは農業業者といたしましては、これを特別被害に認定されることによつて、国庫の補助があるということと、それだけ工事そのものについて相当な利益を受けまします、その利益の部分だけはこれは特別会計に対する受益者負担金として納付してもらひ、さういふことをすることによつて特別会計としては追加的な支出をしない。大体そこでまかなえるということになりますので、ほかの第一順位の特例被害に對しまして影響を与えないで復旧できるということになります。従つてさういふふうな処置をいたしまして、これを取上げたわけでありまします。この十六億がそれでは特別被害ではないかということになりますと、これは要するに第三条の要件というものをどの程度嚴密にするかということにかかるといふのであります。もと／＼この法律そのものが、今のようない種事業でありますとか、あるいは継続事業というふうなものも予定いたしましたして、特別被害といふ觀念のほかに、特別の被害といふふうな言葉を使つて、それ以外のものも含めた特別の被害の復旧のために、この法律ないしは特別被害の復旧に制度をつくらせてみましたので、その

本来の法律の趣旨から申しましても、今のような部類のものをいわゆる特別被害として認定するといふことは、法律の趣旨にも反しない、さういふふうな考へた上で十六億といふものを追加したのであります。これにつきましてもは受益者負担金を出すということとを一つの条件としてやつておりますので、その点につきまして地元との了解も十分つてあるわけでありまします。○今濠委員 この法律ができて以来、国会において定められたそれらの法律の示しているところによつて政府が運営をしたところは、あまりにかけ離れた点があるといふことを遺憾に思ひます。次に、私は特別被害の中で特に緊急を要するといふものがあるだろうと思ふ。今ただちにやらなければだめだといふものに対して、政府はどういう措置と方法を持つておるか。それからもう一つは自己復旧になつたところは、従来の補助率によつて算出されるその者の負担額を、従来通り納付せしめることとなつておるか、この理由はどうか。私はこのような面において、政府は特別被害に対する勉強不足といふ点を暴露しておるさういふふうな思ふがどうか、成政局長の御見解を承りたい。

○中島政府委員 緊急工事に關しましては、公共事業の關係におきましては、先ほども御説明申し上げました通り、年度の当初からもうすでに特別被害に認定されることが明瞭であるといふものに対しては、すでに作業を開始せまされて、工事を続行いたしております。今後のものにつきましても、どの工事を緊急工事と認めて先にやらせるかといふことは、現地の事情によりまして選択をしなければならぬので、主として關係の市町村ないしは県の意見を尊重いたしまして、それに順位をつけさせました。こちらで逐次に工事の開始をいたしたい、さういふふうな考へております。

なお自己復旧に關する補助率そのものは、やはり全般的特別被害といはしまして、平均二割、八割といふ数字がかかるわけはございませぬが、この際納付金が前の補助率によつて、結果において四割だけを特別会計に納付しなければならぬといふ点が御指摘の点だろふと思ひますが、この辺はいわゆる公平の觀念に基いて、さういふ仕組みにいたしましたわけでありまして、国庫の補助が八割あるから二割だけを納めればよいのではないかといふ議論ももちろん一応成り立ち得ると思ひます。ただこの国庫補助率を引上げたといふことは、特別被害復旧のため、国としてもさらに一つの援助をするといふ趣旨をはつきりしたわけでありまして、従つて農業業者としてでもさしつかえないのではないかと。たとへば自己復旧のできない炭鉱は、被害の程度が、たとへばトン当たり二十円を相当下まわつておりましたが、それだけはどうしても納めなければならぬ、さういふことになつておられますので、自己復旧をする炭鉱につきましても、自己復旧の費用以上に納めるといふ結果にはなりません。結局それ以下で済むわけでありましますから、当初予定されておりました古い補助率によつて納付金を出していただきまして、差額だけは全体のプールに貢獻するといふふうなことにしたい。これは全体の共同の負担において行ふといふ趣旨から申しましても、決して不公平だといふふうにならないのではないかと考へております。

○今濠委員 それでは時間も参りましてから私はこの程度で打切りませんが、少くともこの法律案を見て感じられる点は、業者のそれらの負担金が集まらなかつた場合における措置あるいは補助率の引上げられた場合におけるこれが洗用の措置、特別被害の認定の問題、その他一般的な問題について、今日まで遷延して来たその基礎の上に、この特別被害を実施して早く復旧しなければならぬといふ熱意に欠け、あるいは關係官庁との連絡に欠け、特に今日大蔵委員との連合審査をしたが、席上大蔵省の担当官のごときは、ほとんど私は何もわからないといふような答辯で、これらの問題がいかに等閑に付されておるかといふことを私は知るのである。どうかこれらの一連の問題について、政府は国会のわれ／＼をこまかすことなく、われ／＼の定められた法律の線に沿つて一日も早くこれが実現できるという誠実な態度を持たれんことを要望して質問を終ります。

○田代委員 ちよつと一言だけ――先ほど次官は審議會の問題を説明になりましたが、この審議會というものは、大體一般被害に対する答申書をつくらせてこれを出すとか、さういふふうなことをやるのか、それともこれ自体が非常に大きな権限を持つて予算措置まで講じて一般被害をどん／＼解決するものであるか、これについて伺いたい。

○首藤政府委員 審議會はすでに特別被害の場合にもつづいたのであります

が、この一般被害の復旧に對しては、具體的な案をつくる、これが主たる使命であります。従つてそれによつてどのくらい予算を必要とするかというところまでは、関連いたしました計上いたすと思ひますが、この予算措置は、あつて政府がいたすのであります。従つて端的に言ひますならば、被害を復旧いたします上におきまして、いろいろの面に支障があるのであります。これをどういふ方法をもつて解決して行くかという点を主として審議することになつたのであります。

○小金委員長 此にて質問は全部終了いたしました。これより本案を討論に付します。順次発言を許します。多武島哲三君。

○多武島委員 私は自由党を代表いたしまして本法案に賛成の意を表するものであります。

本法案は第一には特別被害復旧工事に關する納付金の徴収並びに工事費の支払に相當する機關である特別被害復旧公社を廃止して、通商産業省にその業務を引渡すために立案されたものであります。また第二には、公共事業に對する補助率を増加して、復旧工事費の不足を補填するに對して、いわゆる脱落者すなわち現行法の第二十五條によつて指定された者が、みづから負担に對して復旧工事を施行する場合は規定を改正するために立案せられたものであります。

今の第一の点は、第七国会においてわれわれが成立せしめた現行特別被害復旧臨時措置法のうちに、つとに明示したものであり、第二の点もまた脱落しない者との均衡上、いささか考慮の

余地なきにしもあらずであります。復旧工事に必要なる資金を確保するためには、事情やむを得ざるものとして一應了承せざるを得ないかと存せられます。今般政府の提出にかかる特別被害復旧事業費所要額表を見ますと、工事費の総額五十七億三千二百万円に對しまして、三億九千万円の収入不足があり、しかもこの不足額は、寄付金その他によつて充當する予定のようになりませんが、その獲得については目下のところ確たる成算がないように思われまふ。かようなことは本法施行上本復旧工事の前途に對して大いに不安を感じざるを得ないところでありまふ。その他法案の内容についてもまた考慮を要する点などは言ひがたいのであります。しかしながら特別被害の複雑なる性格、これが復旧に關する立法の困難、この間に於ける政府当局の苦衷等についても大いに了察すべきものが多々あります。特に昨年十一月政府原案が提出せられ、第七国会の末期におきましてようやくその成立を見たが、なお今日まで全面的実施を見るに至らず、復旧工事は中絶のまま全然施行せられていないのであります。これがため關係被害者、なかならず日夜住宅倒壊の危険に脅かされつつある人たちの不安焦慮は、けだし言語に絶するものがあると思ふのであります。よつて私は特別被害の復旧工事を促進し、關係被害者たちの不安を一日も早く除去せんがために、この際大局的見地より本法案に賛成の意を表するのと同時に、政府当局もまた私どもの意のあるところを了とせられ、本法成立のあかつきには、予算を有効適切に、しかも合理的に活用し、万難を排

してすみやかに復旧工事の促進完成に一路邁進せられんことを切望するものであります。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋委員 私は国民民主党を代表して、本法案に賛成するものであります。きわめて簡単にその理由を申し上げます。

特別被害の復旧は、国土の保全、民生の安定の点より見て真に緊急を要するものであります。被害者の人々は一日も早くその施行を囑首して待つておるものと存じます。ゆえに政府は、今日まで委員会におきまして各党各委員より幾多の強い要望と、注意された諸点を十分にくみとつて履行してもらいたいのであります。

さらに私は、石炭の採掘により発生したこれら特別被害復旧の表裏に於て、このように処置を他の面、特に金風山山の面に及ぼされんことを強く要望して、私の賛成討論を終ることにいたします。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法案は、現下の特別被害の急速なる復旧のために、私どもは条件を付しまして賛成の意を表するものであります。

そのほかこの臨時特別被害復旧の法案は、過ぐる国会において、通産委員会が、政府提出の原案を小委員会を設けて慎重審議の後決定したことは、経過に見る通りであります。よつて私は本法案の施行の状態、並びにこの遅滞な姿というものの責任は、一に政府当局のみでなく、当通産委員会もその責任の一半を負わなければならぬ

のであると思ふ。事務を引継いだ通産委員長においては、この通産委員会が修正し、責任を負つたところのこの立法のものにおいて、今後起るべき被害についても、強力なる支援を寄せられんことを私は切望する。

さらに政府はこの特別被害に對する態度がきわめて場當りのものであり、一貫したものがなかつた。すなわち当初五十億円と言つておつたこの復旧額が簡単に訂正されて、その根拠もはつきりしない。復旧公社の性格についても、政府の態度はあまりにも事なかれ主義である。これらの復旧公社についても、厳然たる態度をもつて政府が臨んだならば、今日まで遅延なきやうとも、何らか解決方法はできたものであると思われなければならない。この改正法案を見て、政府の修正態度が非常に便宜主義であるといふことは、これに計上された四億に近業者の寄付金の制度そのものも、これが達成されない場合の一切の財源問題を考へるときに、まことにわれわれは被害を受けた被害民のために考へざるを得ない問題が幾多ございませぬ。

以上の諸点について、政府は真剣に、しかも厳然たる態度をもつて、これらの特別被害の復旧が一日も早く行われるよう希望条件を付して本案に賛成するものであります。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本法案に對し、強い条件を付しまして賛成の意を表するものであります。

特別被害におきましても、一般被害におきましても、政府並びに与党の考へ方というものは、ちつとも本質的な

問題には触れてないのであります。従つてどういふような解決方法では実際に数百万人の被害者大衆に對する不満を十分解決することは不可能でありまして、事実問題といたしまして、一般被害に對しては、一般の被害者諸君は原状回復を強く要望されておるのであり、また今までの実績から申しまして、被害者と業者との間に商取引をなして、それによつて紛争が絶えないといふ一大社会問題になつておるのであります。各同僚議員が先ほど来申し述べましたように、また審議過程におきまして私もがはつきり承知いたしましたように、特別被害なるものは、百億に近いような額が政府自体の厳密なる調査によつてもあつたのでありますけれども、それを政府原案は五十億にし、また現在七十五億にふくらましたといつておられますけれども、その内容はなお不安な点が多々あるのであります。そういう点から、私たちはこれによつて特別被害なり、一般被害なりが解決するとは案外できないのであります。ただわれわれが賛成しますゆえんものは、前法案に比べまして、特別会計ができてこの復旧が軌道に乗つたといふことと、政府の補助率が若干増したといふ点におきまして、幾らかましになつたといふことで、現状といたしましては、被害者諸君の、一刻も早くこれを解決してもらいたいといふ熱意熱望があります。ゆえに、私たちが賛成するのであります。しかしその熱意熱望といふものを根本的に解決し、またこれを要結しますためには、どういふものでは決して解決し得ない。従ひまして、先ほど一般被害に對しては、審議会をつく

るといふような説でございますけれども、これは何らかごまかしの印象を受けるのでありまして、早急に断固としてこれを解決してもらふということをお願いいたしまして、賛成の意を表する次第であります。

○小金委員長 次は小平忠君。

○小平(忠)委員 私は農民協同党を代表いたしましたので、本安に強い希望意見を付しまして賛成をするものであります。その趣旨を簡単に申し上げます。

飲害復旧の重要性は、いまさら申し上げるまでもありません。特に現地の希望といたしましては、単に本法なり、あるいは本法を改正する趣旨に關しましては、すみやかに原状回復を希望いたしましたのであります。その意味から、政府が法的措置、あるいは予算的措置を講じて、すみやかにこの飲害復旧に邁進するということをお願いして、本安に賛成するものであります。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案に御賛成の諸君の起立を求めます。

○小金委員長 起立議員。よつて本案は可決いたしました。

この際、委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは、先例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○小金委員長 御異議ないものと認めます。よつて委員長において適宜にこれを処置いたします。

○小金委員長 次に、本日午後、土地調整委員会設置法案が当委員会に付託せられました。この際当局より提案理由の説明を聴取いたします。法務政務次官高木松吉君。

土地調整委員会設置法案 土地調整委員会設置法

目次

- 第一章 組織及び権限(第一条—第二十一条)
- 第二章 飲害禁止地域の指定及びその解除(第二十二條—第二十四條)
- 第三章 裁定(第二十五條—第四十八條)
- 第四章 訴訟(第四十九條—第五十八條)
- 第五章 罰則(第五十九條—第六十四條)

附則

第一章 組織及び権限

(目的)

第一条 この法律は、土地調整委員会の専務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、土地調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第三条 委員会は、飲業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飲害禁止地域の指定に関すること。
- 二 飲業権又は採石権の設定等に関する異議の裁定に関すること。
- 三 飲業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議の裁定に関すること。

(権限)

第四条 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

- 六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。
- 七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 八 委員会の公印を制定すること。
- 九 飲害禁止地域を指定し、又はその指定を解除すること。
- 十 飲業権の設定又は飲害の増減に関する異議を裁定すること。

- 十一 飲業権の取消に関する異議を裁定すること。
- 十二 採石権の設定に関する異議を裁定すること。
- 十三 飲業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議を裁定すること。
- 十四 採石権の設定に関する決定を承認すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き委員会に属させられた権限。

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁こ以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに不適しき非行があると認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第十一条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるとき

に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員会は、第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(給与)

第十三条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第十四条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(報酬の制定)

第十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、土地調整委員会規則を制定することができ

(聴聞会)

第十六条 委員会は、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(報告、調査等)

第十七条 委員会は、関係行政機関に対し、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第十八条 委員会は、他の行政機関、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を嘱託することができる。但し、その調査は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)又は事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定に反する方法で行われてはならない。

(国会に対する報告)

第十九条 委員会は、毎年内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、且つ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)

第二十条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4 委員会の事務局に置かれる職員中には、鉱業、採石業、農業、林業その他の産業又はこれらの産業に関する法令についての知識経験を有する者及び弁護士資格を有する者

を加えなければならない。

第二十一条 委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除

第二十二條 各大臣(内閣法(昭和二十二年法律第五号)第三条第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ)又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(指定)

第二十三條 委員会は、前条第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、通商産業大臣の意見を聞き、聴聞会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に關して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害關係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と對比して適當でないとき認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。

2 前項の規定により意見を求められた者は、書面意見を述べることができ

3 第一項の規定により指定をし、

又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。

4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ公示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

(指定の解除)

第二十四條 各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

2 第二十二條第二項及び前条の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 裁定

(申請の期間)

第二十五條 鉱業法(昭和二十五年法律第 号)第八十七條又は採石法(昭和二十五年法律第 号)第三十八條の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内にしなければならない。

2 正当な事由により前項の期間内に裁定を申請することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも裁定を申請することができる。

(申請の却下)

第二十六條 委員会は、裁定の申請が不合法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

3 決定書には、少数意見を附記することができる。

4 委員会は、申請人に決定書の正本を送達しなければならない。

(申請と処分の執行)

第二十七條 裁定の申請は、処分の執行を停止しない。但し、委員会は、処分の執行により生ずることのある重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2 前項但書の規定による決定をしたときは、委員会は、申請人、当該処分をした行政機関(以下「処分庁」という)及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申請書の副本の送達)

第二十八條 委員会は、裁定の申請を受理したときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。

(答辯書の提出)

第二十九條 前条の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答辯書を、都道府県知事は意見書を委員会の指定する期日までに委員会に提出しなければならない。

(審理手続の開始)

第三十條 審理手続は、第二十八條の規定により、処分庁に申請書の

副本を送達することにより開始する。

(審理の期日及び場所)
第三十一条 委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

(審理の公開)

第三十二条 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(調査のための処分)

第三十三条 委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事業場に立ち入り、業務の状態を検査すること。

2 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

8 前項の規定により立入検査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示し

なければならぬ。

4 第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百五十八條、第二百五十九條(証拠の申出)及び第二百八十五條から第二百八十九條まで(宣誓)の規定は、委員会(第三十三條第二項の規定により処分を行う委員又は職員を含む。以下この条中同じ。)が事件関係人を審問する手続に、同法第二百五十八條、第二百五十九條(証拠の申出)、第二百七十一條から第二百七十四條まで(証人とする義務)、第二百八十二條から第二百八十五條から第二百九十一條まで(宣誓)、第三百二條(鑑定人となる義務)、第三百七條(鑑定人の宣誓書)、第三百十三條及び第三百十四條(文書の提出)の規定は、委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と。「裁判長」とあるのは「委員長」と。それとそれ読み替へるものとす。

(意見の陳述)

第三十五条 関係行政機関又は利害関係人は、事件について、委員会に対し意見を述べることができ(参加)

第三十六条 委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について関係のある第三者を当事者として審理手続に参加させることができる。

2 委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七條 関係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、当事者として審理手続に参加することができる。

(代理人)

第三十八條 事件関係人は、辯護士を代理人とすることができる。

(調書)

第三十九條 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

2 何人も、土地調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十條 裁定は、委員長及び委員の合議によりなければならない。

第四十一條 委員会の合議は、公開しない。

(裁定)

第四十二條 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

2 裁定書には、少数意見を附記することができる。

8 委員会は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4 裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三條 裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

(裁定の拘束力)

第四十四條 委員会の裁定は、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する。

第四十五條 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、左に掲げる法律及びこれに基く命令の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、委員会による土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

森林法(明治四十年法律第四十三号)

国立公園法(昭和六年法律第三十六号)

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)

(調書の謄写等)

第四十六條 利害関係人は、委員会に対し、調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(鑑定人の鑑定料)

第四十七條 第三十三條第一項第二号又は第二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

(手続)

第四十八條 この章に規定するものの外、裁定に関する手続は、土地調整委員会規則で定める。

第四章 訴訟

(訴の提起)

第四十九條 委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に不服のある者は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に、訴を提起することができる。

2 前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二條第四項の規定による公示の日から起算する。

3 正当な事由により第一項の期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、訴を提起することができる。

第五十條 裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

(記録の送付)

第五十一條 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む)を当該裁判所に送付しなければならない。

(事実認定の拘束力)

第五十二條 委員会の裁定に対する訴訟については、委員会の認定した事実を、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

(新しい証拠)

第五十三條 当該者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。

第一類第十一号 通商産業委員会議録第八号 昭和二十五年十二月五日

る。

一 委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。

二 委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかったことについて過失がなかつたとき。

2 前項各号に掲げる場合において、当事者は、その理由を明らかにしなければならぬ。

3 裁判所は、第一項の規定による新しい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、自ら取調をし、又は委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前三項の規定は、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第九条の適用を妨げるものではない。

（裁定の取消）

第五十四条 裁判所は、委員会の裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

一 裁定の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がないとき。

二 裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

（裁定の変更）

第五十五条 裁判所が裁定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の場合には、裁判所は、自ら変更の裁判をし、又は変更すべき点を指示して事件を委員会に差し戻すことができる。

（却下の決定の取消）

第五十六条 裁判所は、裁定の申請の却下の決定を取り消したときは、事件を委員会に差し戻し得る。

（専属管轄）

第五十七条 委員会の裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

（法務総裁の指揮等の例外）

第五十八条 委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第六條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五章 罰則

第五十九条 第三十三條第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一条 第三十四條の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の鑑定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十二条 第三十四條の規定により宣誓した事件關係人が虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の科料に処する。

第六十三条 参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四條の規定による宣誓を拒絶したときは、五千円以下の罰金に処する。

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 正当な事由がないのに、第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二 第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三 正当な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四 正当な事由がないのに、第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に對する処分に違反して物件を提出しない事件關係人以外の者

附則
この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。

2 第七條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても、行ふことができる。

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、それぞれ二年、三年、四年又は五年とする。

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「電波管理委員会」を「電波管理委員会」に改める。

第十八條中

電波監理委員会
電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三十三号）

電波監理委員会
電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三十三号）

5 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会
土地調整委員会」に改める。

特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次の一号を加える。

十三の三 土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長
土地調整委員会委員長」に、
「電波監理委員会委員」を「電波監理委員会委員
土地調整委員会委員」に改める。

○高木政府委員 たいま議題となりました土地調整委員会設置法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、別に提出されております鉱業法案並びに採石法案と密接不可分の関連を有し、これと表裏一体をなすものであります。鉱業または採石業は、国の経済力を増進する上におきましてきわめて重要な産業でありますから、一方において大いにその開發を奨励しなければならぬことは申し上げるまでもありませんが、他方において、これが農業、林業その他の産業及び一般公益に及ぼす影響、ことに開發の対象となる土地に對します影響がきわめて重大なるものであることは、鉱業または採石業の規模の点から見まして

電波監理委員会	電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三十三号）
電波監理委員会	電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三十三号）
土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第...号）

に改める。

も、当然予想されるところであり、ここに過ぎず、土地に關して、鉱業または採石業と農業、林業その他の産業及び一般公益との間の調整をはかるための公正な機關として土地調整委員会を設ける必要がありますので、この法律案を提案いたしました次第であります。以下この法律案の要点を申し上げます。

土地調整委員会は、総理府の外局とし、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長及び委員は、識見の高い学識経験者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することになつております。なお、委員会の事務を処理させるために、事務局を設けることにいたしております。

委員会の権限といたしましては、鉱区禁止地域の指定及びその解除を行うこと、鉱業権または採石権の設定または取消し、鉱区の増減に関する異議及び鉱業のための土地の使用または取用に関する異議に対する裁定を行うこと等がその重要なものであります。この鉱業禁止地域の指定またはその解除を行い、あるいは異議に対する裁定を行います場合は、聴聞会を開いて一般の意見を求める等慎重な手続を経ることといたしております。

なお、土地調整委員会の組織及び機能にかんがみまして、その裁定または裁定の申請を却下する決定に対する訴えの第一審の受訴裁判所は、東京高等裁判所としたのであります。以上がこの法律案の大綱であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○小金委員長 次に、十二月一日当委員会に付託せられました、河田賢治君

外二十五名提出の、自転車競技法を廃止する法律案を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。加藤充君。

自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）は、廃止する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算した日から施行する。
- 2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- 3 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。
- 4 地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

理由

自転車競技法実施以来の競輪をめぐる不正及び腐敗並びに競輪の風教に及ぼす悪影響にかんがみ、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤（充）君 たいま議題になりました自転車競技法を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

自転車競技法は、これを制定を希望する輿論に基づき、自転車業界の窮状を克服し、窮迫している地方財政の増収に寄与する等の目的をもつて制定さ

れ、今日に至つていゝものであります。

さてわれわれの提案理由の第一は、地方財政の問題であります。地方財政の窮乏は、本国会において、衆院地方行政委員会が満場一致の決議をもつて、平衡交付金の増額を要求したごとく、窮乏はその極に達してあります。この原因は、平衡交付金が従来の地方配付税、国庫補助金の半額程度しか交付されず、この交付金さえ返還せねばならぬ事態になつていゝのであります。加うるに、地方住民の生活の破綻、地方産業の衰退、多額の国庫税により、地方税の徴収率は、現在全国平均二割ないし三割という状態なのであります。この状態を回復する道は、自転車競技法の存続というがごとき手段をもつては、一時の糊塗すら可能ではなく、まさに上述のごとき厚顔な根本的に除去する以外にはないのであります。しかも現実には、累次にわたる不祥事件のために、その都度多数の警官を動員するための自治体警察費を初め、直接、間接の経費は、地方財政にとつてかえつて負担となつております。このたびの中止措置により、地方財政にあげられた赤字の影響は深刻であります。このような何とぞ再び中止事件を惹起する予測できぬような、不安定な財源に地方財政が依拠するがごときは、きわめて不健全財政といわねばなりません。

第二に、われわれのあげる理由は、不正と腐敗であります。競輪場開設経営をめぐつて暴露された官公吏、地方財界、業界、地方ボスから、中央政府にまで及ぶ不正腐敗事件、またレースのやちようをめぐる不逞ボス、これらに結びついた極右暴力団の跳梁暗闘、選手への腐敗等、今や競輪は不正腐敗の温床となつていゝのであります。

第三に、宇都宮、鳴尾競輪等に見られる放火、殺傷事件、これに対する警察官の発砲騒ぎ、多数の検束騒ぎ等が引起された社会不安の問題であり、またさらに付言すれば、これらの被検挙者中、おおよそ被検挙事実とは無関係の多数の人たちでむやみに検挙されていゝ事実であり、これは人道人権の立場から看過できないことなのであります。

第四に、道義の類題の問題であります。最近、類題的な映画の輸入や、これに刺激された淫猥な映画演劇、小説の氾濫、ピンゴと称する賭博類似遊戯の輸入流行と相まつて、これが国民の健全なる文化生活に与える恐るべき悪影響は、単に家庭生活の破壊にとどまらず、民主独立日本の将来に重大な害悪となるであろうことは公知の事実なのであります。この実情はまつたく植民地様相を呈していゝのであります。

以上われわれは、競輪法実施後の実情と、これに対する輿論の現状にかんがみ、ただちに国家的大局的見地に立つて本法案を提案するものであります。最後にこの法案廃止後の問題につき時に次の点について適切な考慮を政府において扱われたいと考へるものであります。

すなわち第一は、すでに設置された競輪場その他の付属施設については、低賃金のためにその肉体すら消耗し、肺病亡国が重大な問題化していゝ今日、勤労国民のリクリエーションのための活用、あるいは青少年のための健全なスポーツへの転用、遊び場を奪

られた子供たちのための公園への転用等を急速にはかること。第二は、この廃止に伴い生ずる競輪関係従業員の失業対策。第三は、これに依拠していゝ地方財政の赤字に対する政府の処置であります。

法律案の内容は簡単でありますので、説明を省かしていただきます。以上が提案理由の要旨であります。が、事態の重要性にかんがみ、何とぞすみやかに御審議の上可決されますようお願いいたします。

○小金委員長 本日はこの程度にて散会いたしました。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時二十九分散会

〔参照〕

特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する法律案に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年十二月十九日印刷

昭和二十五年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所